

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
の場合は、
その翌日)

書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

目 次

- ◆ 告 示
 - 青少年に有害な図書類の指定 (児童家庭課)
 - 保険医等の登録 (保険課)
 - 土地改良事業の認可申請の適否の決定 (農村整備課)
 - 土地改良区の解散 (〃)
 - 土地改良法による換地計画の決定 (五件) (〃)
 - 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (水産課)
 - 建築基準法による道路の位置の指定 (建築課)

告 示

鳥取県告示第十六号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号) 第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された発行所名
		題 号	類 別		
3884	雑誌その他の刊行物	乗せて		雑誌 014288 EX-05	エスケイテナー出版
3885	〃	春泥尼 密蔵曼陀羅		ISBN 4-06-2046462 BX-04	エスケイテナー出版
3886	〃	BANANA PRESS		BP-1-L	テリス出版
3887	〃	少女LIP		SL-2-L	Do 企画
3888	〃	SWEET		ST-1-L	Do 企画
3889	〃	HUMMING		HM-1-L	Do 企画
3890	〃	MESSAGE		ME-2-L	Do 企画
3891	〃	マスカットノート	5月号	雑誌 0834 5-5	株式会社大洋書房
3892	〃	マスカットノート	9月号	雑誌 0834 5-9	株式会社大洋書房
3893	〃	マスカットノート	10月号	雑誌 0834 5-10	株式会社大洋書房
3894	〃	マスカットノート	11月号	雑誌 0834 5-11	株式会社大洋書房

3895	"	ザ・ナインMAGAZINE 8月号	雑誌 09-14-8	株式会社可書房
3896	"	ギヤルズアクトジョン 8月号	雑誌 0258 9-8	考友社出版株式 会社
3897	"	ザ・ヒットMAGAZINE 9月号	雑誌 1418 5-9	三和出版株式会社
3898	"	おたのしみ生撮女子高生 10月号	雑誌 0211 9-10	考友社出版株式 会社
3899	"	お向いの若奥さん 10月号	雑誌 0223 5-10	考友社出版株式 会社
3900	"	美少女CLUB 10月号	雑誌 0763 5-10	株式会社サン出版
3901	"	スーパーギヤルズ・ナウ 12月号	雑誌 0544 7-12	株式会社リイト社
3902	"	THEボツキー通信 1月号	なし	三共図書出版社
3903	"	テラベつびん 1月号	雑誌 0644 1-01	メグイアックス
3904	"	ピデオ・ホックス 1月号	雑誌 0762 1-1	笠倉出版社
3905	"	ピンクマニア 1月号	なし	三共図書出版社
3906	"	ベストピデオ 1月号	雑誌 1179 79-1	三和出版株式会社

鳥取県告示第七十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に
基づき、次のように保険医及び保険業判師の登録をしたので、保険医療機

関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及
び保険業判師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条
の規定により告示する。

平成二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
光 延 文 裕	鳥医第四、一三三三号	平成二年十月二十二日
岸 良 示	鳥医第四、一三三四号	平成二年十一月二日
松 永 慎 次 郎	鳥医第四、一三三五号	平成二年十一月六日
船 木 欧 美	鳥医第五七二号	平成二年十月二十六日

鳥取県告示第七十八号

米川土地改良区が行う土地改良事業（境港市中海干拓地地区維持管理）
の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法
（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同
法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十二月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により、久末土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る加勢蛇東地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十二月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の

規定に基づき、県営土地改良事業に係る溝口地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十二月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

鳥取県告示第千十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大江山麓地区第一―三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の

規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十二月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第千十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大江山麓地区第六―一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十二月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第千十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第六―三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十二月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第千十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第八十八条の二第五項において準用する同法第一百五十五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八十八条の二第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五十五条の二第四項の規定により告示する。

平成二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
田後加入区	沖合底びき網漁業
網代加入区	沖合底びき網漁業及びしいらつけ漁業

鳥取県告示第千十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成二年十二月二十五日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 倉吉市大原八八六一 有限会社宮本建築 代表取締役 宮本利幸	道路の位置の指定場所 倉吉市上余戸字高畔二二七 一四の一部及び二二四一四	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 四・〇 延長 三四・九
---	--	--

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】